

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業（介護予防訪問介護相当サービス）事業所の指定更新申請に係る提出書類一覧表

NO	申請書及び添付書類の内容	申請者確認欄
1	指定更新申請書【市様式】※両面印刷となりますので、ご注意ください。	
2	介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業第1号事業（訪問介護相当サービス）事業所の指定に係る記載事項【市様式】	
3	申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本又は条例等	
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）	
5	資格証の写し（勤務形態一覧表の記載順に添付）	
6	就業規則（ない場合は雇用契約書）の写し	
7	職員配置状況表（参考様式2）	
8	事業所の管理者の経歴書（参考様式3）	
9	サービス提供責任者の経歴（参考様式3）	
10	事業所の平面図（参考様式4）	
11	事業所の外観及び内部の様子がわかる写真	
12	当該事業に関わる備品一覧（参考様式5）	
13	運営規程	
14	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式6）	
15	資産の状況（決算書又は預金通帳）の写し	
16	事業計画書（申請事業に関しての計画書）（参考様式7）	
17	収支予算書（参考様式8）	
18	建物の賃貸借契約書（賃貸借の場合）	
19	損害保険証書（損害賠償時の対応用）の写し	
20	誓約書（参考様式9）	
21	役員・管理者名簿（参考様式10）	
22	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書【市様式】	
23	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表【市様式】	

- 備考
- 1 「申請者確認欄」の該当欄に「○」を付し、添付書類等に漏れないよう確認してください。
 - 2 追加で資料の提出を求める場合があります。
 - 3 定款・寄附行為、従業者の資格者証については必ず法人による原本証明をしてください。
 - 4 新規指定申請時及び変更届等で既に提出している書類について、その後変更が無い場合は更新申請時に書類の提出を省略することができます。ただし、No.1、No.2、No.20の書類は省略できません。